

平成20年11月27日

生駒市議会議長 井上 充 生 殿

企画総務委員会委員長 小 笹 浩 樹

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成20年11月12日(水)～13日(木)
- 2 派遣場所 東京都狛江市及び神奈川県藤沢市
- 3 事 件 (1) 市民参画について
①市民参加と市民協働について
②市民活動の推進について
- 4 派遣委員 小笹浩樹、稲田欣彦、井上 清、樋口清士、白本和久
- 5 欠席委員 宮内正厳
- 6 概 要 別紙のとおり

別紙

<p>視察先</p>	<p>東京都狛江市、神奈川県藤沢市</p>
<p>施策等の名称</p>	<p>東京都狛江市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例 2 市民参加手続き提案 3 市民協働事業提案制度 4 新しい風補助金 5 広報活動、情報提供 6 その他の市民参加・市民協働 <p>神奈川県藤沢市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 藤沢市市民活動推進条例 2 市政モニター制度 3 市民提案システム「くらし・まちづくり会議」 4 相互提案型協働モデル事業 5 公益的市民活動助成事業 6 広報活動、情報提供 7 市民活動推進委員会 8 市民活動推進センター 9 その他、市民参加・市民協働の取り組み
<p>視察の目的</p>	<p>狛江市では、「市民参加条例」は、市民個人が行政へ関わる手続きを規定し、「市民協働条例」は、市民団体に対する行政の支援や行政活動の市民団体への委託等を規定するものの、本格的な「市民協働」は着実な「市民参加」の土台の上に実現すべきものと考え、両者を一体のものとして、平成15年3月に「市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、また、当条例の行動計画として「市民参加と市民協働の推進指針」を定めていることから、市民参加・市民協働の基盤整備、事業推進について具体的な取組状況の聞き取りを実施する。また、審議会からの提言により条例改正が行われた各制度についても調査する。</p> <p>藤沢市では、平成13年9月に「市民活動推進条例」が制定され、「市民活動推進計画の策定」「市が行う業務への参入の機会の提供」「市民活動推進委員会の設置」「市民活動推進センターの設置」等、種々の取組が行われていることから、具体的な施策について聞き取りを実施し、また、「市政モニター制度」「相互提案型協働モデル事業」「公益的市民活動助成事業」「市民電子会議室」「市民活動コーナーの設置」の特徴的な取組の状況についても調査する。</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>別紙参照</p>

<p>考察</p>	<p>本市では既に市民自治基本構想を策定し、本年度も引き続き市民自治検討委員会において「自治基本条例」の策定作業を行っているところである。</p> <p>同条例は市政運営の基本指針となるものだが、具体的な市民参加手続き、公益活動を行う市民団体等への具体的支援を規定した条例は未制定である。「まちづくり活動支援事業補助金」など、協働に係る具体的な事業も既に取り組まれているが、今後、自治基本条例制定を視野に入れつつ、同条例を補完する、参加手続、協働の具体的な制度整備が求められる。</p> <p>市民参加手続については狛江市における市民参加手続提案制度、協働については市民協働事業提案制度、藤沢市における相互提案型協働モデル事業、公益的市民活動助成事業の取組は今後の制度整備に参考とすべき施策と考えられる。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>狛江市においては、地縁団体である自治会の組織率が低く、一方で課題別市民活動である NPO 等のアソシエーション型の団体が広範に存在している等、生駒市と基礎的条件を異にしている。しかし今後、生駒市においても課題別市民活動が一層活発になって行く事が予想され、狛江市が制度化している市民参加手続、市民協働の制度は参考とすべきものである。</p> <p>藤沢市については従前から市民活動の活発な地域であり、市民参加の制度化にも早くから取り組んでいるところだが、長期の制度運用の中で生じて課題に対応するため制度改革、変更に取り組みつつある。こうした経緯は新たに制度設計が求められる生駒市において十分参考にすべきと考える。</p>

■ 東京都狛江市

1. 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 年 3 月制定）について

① 条例制定の背景、経緯の概要（資料 1 参照）

- 平成 7 年に地方分権推進法が成立、平成 9 年に箕面市で市民参画に係る条例が制定されたことを踏まえ、市長の公約でもあり、平成 9 年に市民参加基本条例の検討を開始した。
- 平成 11 年に条例案を上程するも市民参加の不十分という理由により否決された。
- 平成 12 年に条例制定に先立ち、1 つの規則と 2 つの要綱を制定、施行した。
- 参加の手続きを取り入れながら条例制定作業を推進し、平成 15 年 3 月に条例案が全会一致で可決され、15 年 4 月に施行された。

② 条例の特徴

- 前文を置き条例制定の趣旨を明示。
- 市民参加の先に協働が生まれることから参加と協働を一連のものと捉え、一体化した条例とした。このことにより審議会を一つにできた。
- 協働を市と団体との共同に絞っている。
- 市民参加の対象については行政として一定の線引きをしたいが、文章化が困難であり、グレーゾーンができることとなる。そのため、事例を積み上げながら判断していくこととしている。
- 市民参加、市民協働の手続き条例として制定した。
- 市民投票については現在実施の予定はないが、今後課題となった場合にできることを前提とした上で、そのルールを検討していくこととしている。
- 協働に向けた支援として、財政的支援、場所の提供、情報環境の整備、参入機会の提供を位置づけ、それぞれ新しい風補助金、市民活動支援センターの設置（検討中）、情報誌「わっこ」、市民協働事業提案制度に繋がっている。
- 審議会では、市が市民参加の実績を報告し、その成果を評価している。ただし、評価のための指標化はまだできていない。

③ 条例制定の成果と問題（市民参画・市民協働の進捗・活発化の程度、運用上の問題など）

- 条例制定から 5 年を経過し、意識が職員に根付いてきた。具体的には、市民参加手続きに関する職員からの相談が増えてきた。
- 協働に対する理解が進んできたと思われる。
- 公募市民の会議が増えてきた。しかし、公募市民に対するアンケートからは意見を言えることに満足されているものの、会議の進め方に対する不満が見られる。また、会議録の作成、公表が遅れている。
- パブリックコメントについては、平成 18 年度に 4 件、平成 19 年度に 2 件、平成 20 年度に 3 件実施したが、事案により関心が異なるなど、市民の意識にバラツキが見られる。また、実施に当たっては対応の報告まで入れると 3 カ月が必要であり、現課でのスケジュールリングに問題がある。
- 市民協働について、実施している協働事業 10 件に係る団体、担当行政を対象にアンケートを実施し、意見交換が不十分との苦情もあることから団体と行政との関係づくりが課題となつて

いる。他方、支援制度が団体に定着してきたという評価もある。

2. 市民参加手続き提案について

① 制度の概要

- 市民参加の手続きを行っている事案に対して、市民から参加手続きの追加等を提案できる制度であり、実施には 30 人以上の賛同者が必要となっている。（詳細は「市民参加手続提案制度活用マニュアル」を参照。）

② 制度の運用実績（提案の状況、採択の実績など）と今後の課題（改善点など）

- 提案実績はなく、評価が難しい。運用上の問題の検証はできていない。

3. 市民協働事業提案制度について

① 制度の概要

- 市民公益活動団体の側から市民協働で行う事業について、市の実施機関に提案できる制度。（詳細は「市民協働事業提案制度活用マニュアル」を参照。）

② 事業採択の方法と採択基準

- 審査会において、提案者の書類と公開プレゼンテーションに基づき、審査員相互に各審査項目について判断する。
- 第 1 週目に公開プレゼンテーションを実施し、実現可能性（適法性など）の検証、調整した後に第 2 週目に公開審査を実施。その後、審査結果を市長に答申し、市長が判断し、行政側で予算化に向けた協議を実施。事業予算が決定したのものについて次年度に協定書を締結し、提案事業が実施される。
- 採択基準は公共性、協働性、具体性、実現性、実施能力の 5 項目。
- 事業採択の最終的な判断は協働して実施すべき事業かどうかという点から行われている。（例えば、心のケアについては行政が踏み込めない、協働の必然性がわかりにくなどの理由で不採用となった。）

③ 応募状況と事業採択の実績

- 平成 19 年度は 2 団体が申請し、1 団体が実施。
- 平成 20 年度は 5 団体が申請し、3 団体を採択。

④ 事業実施に際しての行政と市民の役割分担

- 協定書において行政との役割分担（予算、人員、場所、広報など）について詳細に決めている。

⑤ 採択事業の概要、及び事業の成果

- 平成 20 年度に初めて事業（1 件）を実施しており、成果はまだ見えていない。

⑥ 制度の問題点と今後の課題（改善点など）

- 実施した事業をどのように評価するかが課題。
- 他市ではテーマや金額の枠を決めて実施しているが、本市では制約がないため、多くの事業が提案されてきた場合にどこまで採択するか課題。

4. 新しい風補助金について

① 制度の概要

- 市民公益活動を行う団体の成長・発展を図るために「先駆的な活動」や「特色ある活動」を行う団体の事業に対して財政支援を行うことを目的とした補助制度。（詳細は「狛江市市民公益活動事業補助金『新しい風補助金』活用マニュアル」を参照。）

② 事業採択の方法と採択基準

- 公開プレゼンテーション、公開選考会により採択。
- 選考基準は、以下の5項目。
 - ・先駆的であり、将来性のある事業か。
 - ・市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業か。
 - ・現実性があり、自助努力の工夫がされているか。
 - ・相当の効果が期待できるか。
 - ・団体が将来自立して活動できる可能性が期待できるか。
- 世田谷区などの隣接市区の人が入ってきているが、活動に広がりをもってもらうために、制約は緩やかにしている。

③ 事業費（総額（予定、実施）、事業ごとの上限など）

- 平成 20 年度 250 万円の予算を計上。（1 事業当たり 3 万円～20 万円の申請ができる。）
- 選考順位の上位から順に、予算を上限として採択。（ただし、予算に達しなくても点数が低ければ不交付としている。）

④ 取り組みの実績、及び成果と問題点、今後の課題（改善点など）

- 平成 16 年度から実施。
- 補助金事業を PR するとともに、報告会で成果を PR している。
- 団体のステップアップ期の支援という点で評価されている。

5. 広報活動、情報提供（情報誌「わっこ」）について

① 市民活動情報誌「わっこ」の概要

- NPO、市民団体の活動のネットワーク化を目的として、情報交換、団体 PR を行うツールとして発行。
- 商工の振興にも力を入れている。
- 広報誌と同じく 3 万部を月 1 回発行。新聞折込みで配布するとともに、公共施設や駅等に配置している。HP にも掲載している。（トップページにバナーを掲載。）
- NPO が編集、発行。（委託費は平成 19 年度実績で 114 万円）

② 取り組みの成果と問題点、今後の課題（改善点など）

- 「わっこ」の記事の反響は大きく、好評。
- 広報誌との棲み分けが課題。
- 情報量に制約があるため団体の特長を PR しにくい。（頁増は予算的に困難。）
- 広告料について、商工業とそれ以外との線引きが難しい。

6. 市民活動支援センターについて

① 取り組みの概要

- 公民館、地域センター、コミュニティセンターなどの施設がある。市域が狭く市全体で活動することは可能であるが、他方、施設間（当該施設を活用している人達の間）での情報共有化、情報交換が困難となっている。（例えば、公民館で動いている人は公民館での情報のみとなる。）そのため、拠点施設整備の必要性が認識されている。
- 平成19年度に検討委員会を設置し、拠点施設の設置について検討し、平成20年9月に最終答申が提出された。

7. その他

① 市民協働に対する予算

- 協働事業提案制度は全体予算の中で煮詰めていくため枠を決めずに必要に応じて予算化することとなる。
- 補助金については現在250万円であるが必要があれば増額していく。

② アウトリーチ

- 公募市民が定員割れの場合があり、あるいは同じ人が手を挙げてくる状況もあるなど、現在の問題点、アウトリーチの必要性を認識している。
- 広報で取り組み状況を魅力的に紹介する工夫している。例えば、審議会のコーナーを作り紹介したが反響は小さかった。
- 早めのPRが必要と考えている。
- 平成21年度に市民討議会を試行的に開催する予定。市民の自発的なものではないが、住民基本台帳から1000人を抽出し、呼びかけを行っていく。40人～50人の参加を想定している。

③ 協働事業提案制度の継続性

- 同一の団体については、毎年同じ申請内容では採択できない。年度ごとに内容を進化させることにより採択が可能となる。

④ 協働の対象

- 協働の対象を広げて欲しいという声はまだない。
- 粕江市は自治会の組織率が低く、活動が活発でない地域もある。
- 補助金に町会で応募している地域もある。

⑤ 公募市民

- 審議会等ごとに募集要領を作成している。
- 採択は作文（無記名）によるものが主であり、選考委員会が選考している。
- 名簿を市民参加担当課に報告させており、他の審議会等との重複がある場合は注意を促す。しかし、重複が制約にはなっていない。

資料1 「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」策定までの経緯とその後

年 度	内 容
平成 9 年度	企画財政部に調整担当理事を配置し、市民参加基本条例を検討
平成10年度	市民参加基本条例案を庁内で検討（狛江市行財政改革推進本部） 「狛江市行財政改革推進市民委員会」で条例案を検討
平成11年度	広聴会を2回開催。条例案を説明し市民より意見を聴取 「狛江市市民参加基本条例」を平成12年狛江市議会第1回定例会へ上程（賛成少数で否決） 「市民参加のあり方についての調査特別委員会」が設置される。
平成12年度	市民参加推進策として、 「狛江市審議会等の会議の公開に関する規則」 「狛江市市民委員の公募及び選考に関する要綱」 「狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領」 を平成12年4月25日から施行
平成13年度	市民協働課を設置
平成14年度	「市民参加基本条例策定委員会」を設置（別紙委員会開催経過） ・市民公募委員の登用（9名） ・講演会（住民投票制度、行政と市民活動の協働の課題） ・市民フォーラム（骨子案） ・パブリックコメント（条例案） ・庁内検討・決定 「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を 平成15年狛江市議会第1回定例会へ上程（賛成全員で可決）
平成15年度	平成15年4月1日から「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」施行 「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」を設置 ○「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針」策定 ◆協働：情報環境の整備「市民活動・生活情報誌『わっこ』」発行
平成16年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて ・平成15年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 ◆協働：財政的支援「市民公益活動事業補助金（新しい風補助金）」設置
平成17年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて ・平成16年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価
平成18年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて ・平成17年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 ○基本条例の改正：市民参加手続提案制度・市民協働事業提案制度
平成19年度	「狛江市の市民参加と市民協働に関する審議会」にて 平成18年度市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価 ◆市民参加手続提案制度・市民協働事業提案制度施行 ◆協働：活動の場の提供「市民活動支援センター設置検討委員会」設置

■ 神奈川県藤沢市

1. 藤沢市市民活動推進条例（平成 13 年 9 月制定）について

① 条例制定の背景、経緯

- 平成 12 年度に市民活動推進検討委員会を設置し、検討を開始。
- 電子会議室を活用しながら市民の意見を吸い上げるとともに、市民活動支援フォーラムの実施等を通して意見交換を実施。
- 平成 12 年度末に報告書を取りまとめ。
- 平成 13 年度に条例制定、施行。同年に市民活動推進センターを開設。
- 平成 14 年度から市民活動推進委員会（学識経験者を含む 12 人で構成）を設置。平成 17 年度には市民活動推進計画を作成し、これに基づき事業を実施している。
- 平成 18 年度に 13 ヶ所の公民館、市民センターに活動コーナーを設置。
- 来年から次期計画を検討予定。

② 条例制定の成果と問題（市民参画・市民協働の進捗・活発化の程度、運用上の問題など）

（成果）

- 市民活動推進条例に基づき、市民活動推進センターを設置し、市民活動を行うもの、及び行おうとしているものに対して、活動場所の提供、情報の収集及び提供、交流の促進など、市民参画の環境整備を進めている。
- また、条例に基づき、市民活動推進委員会を設置し、市民活動推進計画について諮問し、2 年間の検討の結果について答申を受けた。その答申に基づき、市民活動推進計画を策定し、現在、公益市民活動助成事業及び相互提案協働モデル事業を中心に進めている。
- 市民活動推進センターの登録団体は 436 団体と順調に増えており、年間利用者も 3 万人を超え推移している。当初目標であった 1 日平均 100 人利用状況にも達したことから公益的な市民活動を行い、または行おうとするものに対し、総合的支援ができています。
- また、推進計画に基づく個別事業についても徐々にではあるが参加者も増えてきており、市民と行政との協働に対する市民の意識も向上してきています。

（課題）

- 条例上、特に問題はないが、推進計画に基づく助成事業や協働事業について今後のあり方など、事業の状況を参考にしながら次期の計画策定を行う必要がある。

2. 市政モニター制度について

① 制度の概要

- 市政に関する市民の意見等を聴くことにより市民本位の市政の推進を目指し昭和 62 年に発足。
- 主な活動内容は、アンケート、年間モニタリング及び各種事業等への参加を通じて日常生活の中で気付いた市政についての意見等を市に提供すること。（主に、地域課題や市から提供した事項を対象としてきた。）
- 市内在住の 20 歳以上の方から無作為に抽出、依頼し、承諾を得た市民（100 人以内）を市政モニターとして登録し、1 年任期で活動を依頼。
- 当初 2 年任期で勉強し、市長に提言することを目指したが、100 人集めるのが難しかった。

また、人選にも偏りがあった。

- 平成 15 年から 1 年任期とし、住民基本台帳からバランスに配慮して 100 人を抽出することとした。また、HP での回答を可能とする他、無理のない範囲での協力を求めることとしている。
- 広報公聴の制度として条例以前から整備されてきたものであり要綱で運用されてきた。

② 制度の活用状況

- アンケート調査を年 2 回実施。
- 市政について思ったことなどを調査用紙に記入し提出する年間モニタリングを実施し、11 件の意見提出があった。
- その他、市政の概要研修を年 1 回実施（17 名参加）、公共施設見学会を年 2 回実施（14 人参加）。
- モニター通信を年間 5～6 回発行している。

③ 市民意見への応答、対応の状況、及び今後の課題（改善点など）

（応答、対応状況）

- 市民からの意見等は担当課に送付するとともに回答が必要なものについては市政モニター通信や市の HP で公開している。

（課題）

- 市政モニター以外にも、「私の意見提案箱」を設置するとともに、市から主体的に市民の声を聞きに行く「出張市長室」を平成 20 年から実施するなど、様々な公聴制度を実施している。
- 意見聴取の客体が 100 で妥当かという意見があり、制度の再検討の必要性が認識されている。
- 電子会議やインターネットアンケートが可能となってきて、役割を終えたのではないかという議論もある。他市でもやめる方向にある。（満足度調査は企画サイドで別途実施している。）

3. 市民提案システム「くらし・まちづくり会議」について

① 制度の概要

- 地域や市政全体の課題を取り上げ、各地区の独自運営を基本として継続した活動を行い、市民同士の話し合いにより望ましい解決の方向を導き出すことを目指すもの。（地区で意見をとりまとめてから市との意見交換を行うためのしくみ。）
- 市内 13 地区に設置した運営委員会が中心となり、その地区で取り組むテーマを決め、テーマに関する運営委員の学習や協議に基づき課題を整理した上で地区内の全体会議を開催し、話し合いによりまとまったことを運営委員会がとりまとめる。
- 内容が市政に関係することであれば市に対して提言・提案することができる。
- 内容が市民自ら行うべきことであれば地区内の市民に対して実践活動等を提起する。
- 意見を聞き、合意形成等ができたものを市長に提案し、地区で実践することとなっている。各地区に年間 60 万円の助成があり、実践のための資金となっている。
- 自治会＝くらし・まちづくり会議の地区もあれば別のものという地区もある。
- 議会との関係について、市民意見はくらし・まちづくり会議経由、議会経由のルートが並存している。市民会議のときから議員に理解されており、地区集会に議員も参加している。

② 委員選任の方法

- 運営委員は公募及び地区の推進により各地区 20 人程度選出され、会議の運営に当たる。
- 運営委員の任期は 2 年間で原則 1 回だけ再任することができる。
- 入れ子となるよう概ね半数が毎年改選されている。
- 委員は無報酬のボランティア。
- 自治会が他の地域団体と繋がりながら人選されている。

③ 会議の運営状況と提言、提案の実績

- 地区ごとに会議を運営している。部会を設置している地区もあるなど、活動の形態は地区によって異なる。
- 毎月 1 回程度開催されている。
- 複数の関係地区の共同研究を行う場合もある。(例えば、コミュニティバスについては共同研究が実施された。)
- 提言状況(過去 10 年間の累計)は、提言回数 41 回、提言項目数 346 項目。

④ 提言、提案内容の活用方法、活用実績

- これまで 346 項目の提言があり、そのうち 176 項目(51.7%)が市政に反映されてきた。
- 他機関に関するものを含めて 208 項目(60.1%)が対応済みとなっている。
- 天神ミニバスの導入や小田急藤沢本町駅のエレベータ設置など、施設整備に関してまちからの提言について事業者と調整する中で理解され、設置に至った。
- 地区からの提言を受け、生ゴミ堆肥化事業、紙資源のリサイクル推進事業など、市民と行政との協働が進められてきた。

⑤ 制度の成果と問題点、及び今後の課題(改善点など)

(成果)

- 様々な取り組みにより全体として市民の自治意識が高揚してきている。
- 提言が事業化、実現化されるとともに、地域づくり活動として多くの地区で多様な分野に対して実践活動が行われている。
- 住民によるまちづくり組織が結成されるなど、自分たちで地域の課題解決を図るための新しい地域づくり活動が各地区で展開されるようになってきた。

(課題)

- 運営委員会のなり手と構成に課題がある。
 - ・高齢者が中心となりがちであり偏りがある。
 - ・地区推薦となっているため、自治会長の任期と「暮らし・まちづくり会議」委員の任期とに齟齬があり、後任を探しにくい状況がある。
- 各地区で話し合われる課題については、地域により特色はあるが、自治会(町内会)を初めとしたいろいろな団体と協力し合い、解決していくことが望ましい。
- これまでの取り組みにより、市民と行政の協働が進展するとともに、市民主体による新しい地域づくり活動が活発に展開されるようになるなど、大きな成果を上げてきた。しかし、これにとどまることなく、さらに市民目線による地域経営を目指した新たな取り組みへと発展させることが求められており、現在庁内プロジェクトで検討中である。

4. 相互提案型協働モデル事業について

① 制度の概要

- 市が市民活動団体に事業を提案し行う協働事業である「市提案協働事業」と、市民活動団体からの提案により行う協働事業である「市民活動団体提案事業」を展開。
- 協働の原則（対等、目的共有、相互自立・相互理解、役割分担、公開）に基づく先導的事业として、平成 19 年度から3年間、市民自治推進課が中心となって調整を行い実施するもので、その後、全庁的に取り組みを進めていくもの。

② 事業採択の方法と採択基準

- 説明会の開催（要領を配布）、第1次審査（書類審査、非公開）の後、公開プレゼンに基づく第2次審査（最終選考・非公開）を実施し、担当課や市民活動推進委員会の意見を聴取した上で、協働事業推進会議（市の各部門の調整課の課長及び職員課長等で構成）が総合的に判断し、審査選考を行う。
- 選考結果を市長に報告した上で内定とし、3月の予算議会の承認を得て採択となる。
- 「市提案協働事業」の採択基準
 - ・ 企画内容（市民サービスの向上、市民活動の特性、役割分担と相乗効果、適切な予算配分）
 - ・ 団体の状況（物的能力及び人的能力、市民の平等・公平な利用の確保、必要な能力）
- 「市民活動団体提案事業」の採択基準
 - ・ 協働事業としての特性（地域社会の課題解決、市民サービスの向上、役割分担と相乗効果、市民活動の特性）
 - ・ 事業の実現性・具体性（実現性、実施能力、適正な予算見積）
- 6割以上の得点を得た事業提案を検討する。

③ 事業費（総額（予定、実施）、事業ごとの上限など）

- 「市提案協働事業」の予算は市の指定する事業費の範囲内。（担当課の予算の範囲内。）
- 「市民活動団体提案事業」の予算は1事業当たり200万円を限度。（最大1000万円の予算枠があるが、ここまでのかない。）

④ 取り組みの実績、成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（取り組み実績）

	区分	実施事業	負担金	内訳	事業名
H19 実施 (H18 選考)	市提案	3 事業	5,795 千円	2,300 千円	緑地（里山）保全活動事業
				1,995 千円	えのしま・ふじさわポータルサイト運営事業
				1,500 千円	防犯システム運営事業
	団体提案	2 事業	2,415 千円	1,910 千円	多様化する ISO 国際規格等の無料講習会
505 千円				傾聴ボランティア育成・派遣事業	
H20 実施 (H19 選考)	市提案		3,700 千円	2,400 千円	子育て情報プラットフォーム運営事業
				1,300 千円	文書館収蔵資料デジタル展示推進事業
	団体提案		661 千円	661 千円	傾聴ボランティア育成・派遣事業

※ 傾聴ボランティア育成・は件事業については、3カ年継続しており、初期、中期、発展（自立）の取り組みが目指されている。

(成果)

- 現状を的確に把握し、明確な目標設定と事業計画を定めることにより、目標を達成した。
- 事業を実施する過程で、担当課との綿密な打合せが行われたことにより、相互理解が進み、行政と市民活動団体の信頼関係が構築されてきた。
- 事業実施過程で新たに対応すべき課題を発見し、担当課と協議を進めたことにより、事業の広がりや今後の事業展開につながるノウハウを得ることができた。

(課題)

- 行政と市民活動団体（NPO）との協働事業に対する理解の促進。
- 協働事業としての提案数と応募団体の拡大。（申請状況を見ると周知が足りない。）
- 審査選考、事業実施、終了後の各課程におけるPDCA サイクルによるマネジメント。（マネジメント手法を模索しながら進めている。）
- 協働のあり方や今後の方向性などについてどのようにしていくのか、協働事業推進会議で協議、整理していく必要がある。（モデル事業は3年間の取り組みを評価して、今後の取り組みを検討する予定。）

5. 公益的市民活動助成事業について

① 制度の概要

- 市民活動団体と市が課題認識したうえで事業実施目的を確認し、各自の役割分担や経費負担等を明確化したうえで、地域や社会の課題の解決につながり、市民サービスの向上が図られることなどを目的としたモデル事業。協働事業実施のプロセスを含め全庁的な制度周知を図る中で、今後制度的に定着化を図る。初期コースと発展コースがある。
- 初期コース：団体の自立化を図る目的で実施するもの。NPO 法人を除く団体設立後1年以上3年未満の団体を対象に、1団体1回限り、対象事業費の総額以内10万円を限度に助成。
- 発展コース：団体の活動をさらに発展させるために実施するもの。団体設立2年以上の団体を対象に、1事業1回限り対象事業費の50%以内、40万円を限度に助成。

② 事業採択の方法と採択基準

- 市民活動推進委員会（市民活動推進条例に基づき設置）が第1次審査（公開書類選考）、第2次審査（公開プレゼン選考。即日に審査し決定。）を実施し、その結果を市長に報告し、助成事業を決定している。
- 審査委員が審査基準に基づき採点（合計30点）し、助成金総額に達するまで上位から選考する。
- 審査基準は、公共性・公益性、地域貢献度、創造性等、実現性、手法の妥当性、発展継続性の6項目。

③ 事業費（総額（予定、実施））

- 総額250万円の範囲で上位から採択。
- 250万円が妥当かの検討が必要である。応募件数が増えてくれば増額について検討する。

④ 取り組みの実績、成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（取り組み実績）

年度	コース	申請団体	1次通過	2次通過	助成額	助成額合計
18年度	初期	4団体	4団体	4団体	40万円	245万円
	発展	7団体	7団体	6団体	205万円	
19年度	初期	5団体	4団体	4団体	40万円	250万円
	発展	10団体	7団体	6団体	210万円	
20年度	初期	2団体	2団体	2団体	20万円	250万円
	発展	13団体	11団体	7団体	230万円	

（成果）

- 基盤の弱い市民活動団体が、助成事業を通して財源的に補助を受け、予定した事業を実施することにより体力が強化された。
- 選考の過程や報告の過程で他の団体との交流ができたことや、企画立案から実施に至るまで様々な学習ができノウハウが高まった。

（課題）

- 応募がまだ少ないため、参加団体の拡大に向け、募集説明会、選考結果、活動報告などについて、広報やHP、推進センターなど、いろいろな媒体や機会を捉えて広く積極的に助成事業の周知を図る必要がある。（平成20年8月から市の広報を携帯電話で見られるようにした。）
- 平成20年度で3年目となるため、他の補助金と同様に今後の補助金のあり方や補助金額などについて、応募の状況を見ながら検討し、改善すべき点があれば改善する。
- 助成事業のあり方や今後の方向性などについてどのようにしていくのか、市民活動推進委員会で協議し、整理していく必要がある。

6. 広報活動、情報提供について

① 市民参加・市民協働推進に向けての広報、情報提供に係る取り組み状況

メディアツール	目的	対象	伝達情報	頻度	実施主体
市：広報	周知・PR・情報提供	市民	紙情報	月2回	市（担当課）
市：HP	周知・PR・情報提供	市民	電子情報	随時	市（担当課）
セ：HP	周知・PR・情報提供	団体	電子情報	随時	市民活動推進センター
セ：メール	周知・PR・情報提供	団体	電子情報	月2回	市民活動推進センター
セ：ニュースレター	周知・PR・情報提供	団体	紙・電子情報	月1回	市民活動推進センター
セ：情報クリップ	周知・PR・情報提供	団体	紙・電子情報	月1回	市民活動推進センター

② 広報活動、情報提供に係る取り組みの成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

（成果）

- 市や市民活動推進センターでの多様なメディア・ツールを活用し、市民や団体にとって情報が入手しやすく、参加意欲を促すことができた。また、各種帳票を市内13ヶ所の市民センター・

公民館に配置したり、HP からのダウンロードを可能にしたことにより、市民や団体の利便性の向上が図られた。また、HP 上に公開することにより透明性・公平性を保つことができた。

(課題)

- 現在の方法だけでは広報活動・情報提供に限界があり、携帯電話でのメルマガなど、新しい取り組みも必要であり、一部稼働を始めている。
- 実際に活動している市民や団体間での口コミや情報交換・情報共有も非常に大切であり、市民活動推進センターを中心に情報収集・情報発信を行っており、さらなるコミュニティづくり、ネットワークづくりが大切である。

7. 市民活動推進委員会について

① 委員会の概要（役割、構成メンバー、開催頻度）

- 12 人で構成。（准教授、市職員、商工会議所代表、青年会議所代表、福祉関係団体代表、公募市民）

② 活動成果と今後の課題（改善点など）

- 平成 19 年度は 7 回開催、平成 20 年度は 8 回開催。
- 自主的に勉強会が開催されている。
- 電子会議室をもっており、ネット上で資料の手直し等を行っている。

8. 市民活動推進センターについて

① 施設概要

- 平成 13 年 12 月に公益的市民活動の拠点として開設。
- 公益的市民活動団体の会議や打合せの場、印刷機やコピー機を利用した作業の場、様々な情報の提供や学習機会の提供や交流の場として利用されている。
- 公設民営の施設であり、市が委託費を払い NPO が運営。

② 事業実施の状況と利用状況

年度	年間利用者数	登録団体数	法人格有団体数
H19 年度	30,347 人	436 団体	86 団体
H18 年度	31,650 人	400 団体	79 団体
H13 年度	3,342 人	110 団体	15 団体

③ 施設整備、事業実施の成果と問題点、及び今後の課題（改善点など）

(成果)

- 年間利用者が 3 万人を超え、登録団体も 436 団体と順調に増えているなど、公益的な市民活動が活発に行われている。
- 大小会議室の利用やコピー機・印刷機などの充実により、施設の利用に係る料金として指定管理者（NPO）の収入が増えている。（平成 18 年度 228 万円、平成 19 年度 271 万円）

(課題)

- 利用者数は当初目標の 1 日 100 人をほぼ達成しているが、講座や相談会、イベント等への参

加については不十分であり、参加者の増加、内容の充実など改善の余地がある。

- 北部方面に市民活動推進センターの開設を望む声があるため、現在の利用状況などを分析し、検討する必要がある。

9. 電子会議室について

① 取り組みの概要

- 平成8年3月に策定した地域情報化基本計画に基づき、平成8年9月に慶応義塾大学（金子郁容教授）、藤沢市産業振興財団（プロバイダー事業）の協力を得て、市民電子会議室の実験プロジェクトを立ち上げ、平成13年4月から本格稼働し、今日に至っている。
- 電子会議室を平成18年度にリニューアルした。
- 目的：インターネットを利用した市民提案システムの構築、ネットワーク上のコミュニティの形成。
- 特徴：市民の市政への参加の場となり、市政に関することを話し合う会議室である「市役所エリア」と、市民が自分の趣味や興味のある内容について自由に会議室を開設し、それに賛同した人が自由に参加する会議室である「市民エリア」から構成されている。
- 公募市民による運営委員会（要綱で15人以内と規定。現在12人で構成。）により運営されている。

② 成果と今後の課題（改善点など）

（成果）

- 「市役所エリア」を通じて市役所に提言することが可能となっており、ここでの市民意見（問題提起）は担当課で適宜チェックされ、対応が早くなってきた。

（課題）

- 参加登録者の伸び悩み。（平成19年度末現在3,213人であり、前年度比201人増。）
- 発言者が固定化されており、会議室内での意見交換の活発化が必要。
- NPOの参画が少ない。入り口が小さく広がりが少ないことが一つの要因と考えられる。また、センターのHPを介したブログの方が拡がりやすいということも要因となっている。そのため、自治会（町内会）や市民活動団体の利用促進が必要。
- 今後の展望として、本市の他のツール（電縁マップ、えのしま・ふじさわポータルサイト）との連携を深め、使い勝手の良さやコンテンツの充実を図り、利用者にもメリットがあるツールへと進化させる。